

十七 旧第 68 条の 47 (特定都市鉄道整備準備金) 関係

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p align="center"><b>第 68 条の 47 (特定都市鉄道整備準備金) 関係</b></p>
(廃 止)	<p><u>(特定都市鉄道整備準備金の計算方法)</u></p> <p><b>68 の 47-1</b> 特定都市鉄道整備準備金は、措置法第 68 条の 47 第 1 項に規定する「第 56 条第 1 項に規定する整備事業計画」(以下「整備事業計画」という。)ごとに計算するのであるから、一の整備事業計画に係る準備金について積立不足となり、他の整備事業計画に係る準備金について積立超過となる場合においても、その積立不足に係る金額と積立超過に係る金額とを通算することはできないことに留意する。</p>
(廃 止)	<p><u>(整備事業計画が 2 以上ある場合の特定都市鉄道整備準備金の取崩しの計算)</u></p> <p><b>68 の 47-2</b> 連結法人が特定都市鉄道整備準備金(連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた特定都市鉄道整備準備金を含む。以下同じ。)への積立てを 2 以上の整備事業計画について行っている場合には、当該準備金の金額は、それぞれの整備事業計画について設けられているのであるから、措置法第 68 条の 47 第 3 項から第 5 項まで又は第 6 項第 1 号の規定による益金算入額は各整備事業計画ごとに計算することに留意する。</p>
(廃 止)	<p><u>(適格合併等により引継ぎを受けた特定都市鉄道整備準備金の均分取崩し)</u></p> <p><b>68 の 47-3</b> 適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により引継ぎを受けた特定都市鉄道整備準備金の措置法第 68 条の 47 第 4 項の規定による均分取崩しについては、68 の 43-8 の取扱いに準じて取り扱うものとする。</p>
(廃 止)	<p><u>(金属鉱業等鉱害防止準備金の取扱いの準用)</u></p>

改 正 後	改 正 前
	<u>68の47-4 特定都市鉄道整備準備金の積立額に係る積立限度超過額については、68の44-2の取扱いに準じて取り扱うものとする。</u>

十八 旧第68条の52《日本国際博覧会出展準備金》関係

改 正 後	改 正 前
(廃止)	<b>第68条の52《日本国際博覧会出展準備金》関係</b>
(廃止)	<p><u>(共同出展法人の積立限度額の計算)</u></p> <p><u>68の52-1 他の法人と共同して財団法人2005年日本国際博覧会協会（以下「協会」という。）との間に直接又は間接に日本国際博覧会への出展参加契約を締結した連結法人（以下「共同出展法人」という。）が日本国際博覧会出展準備金を積み立てる場合の措置法令第39条の80第3項に規定する「その出展をする連結親法人又はその連結子法人に係るもの」は、2005年日本国際博覧会出展参加契約書に添付される計画書に定める「出展に要する費用の分担割合」（集合館出展の場合は「各参加者の占有展示面積割合」。以下「分担割合等」という。）によって計算した金額をいうものとする。</u></p>
(廃止)	<p><u>(分担割合等に異動が生じた場合の積立限度額の計算)</u></p> <p><u>68の52-2 協会との協議に基づく計画書の修正により共同出展法人の分担割合等が増加し、又は減少することとなった場合には、その増加し、又は減少することとなった日以後に終了する各連結事業年度の日本国際博覧会出展準備金の積立限度額は、その異動後の分担割合等によって計算するものとする。</u></p>
(廃止)	<p><u>(敷地面積に異動が生じた場合の積立限度額の計算)</u></p>

(廃止)

68の52-3 協会から引渡しを受けた敷地（集合館出展における展示館の建築面積に相当する敷地を含む。以下68の52-3において同じ。）の面積が当初の出展参加契約に定められていた敷地面積と異なることとなった場合には、その引渡しを受けた日以後に終了する各連結事業年度の日本国際博覧会出展準備金の積立限度額は、その引渡しを受けた敷地の面積を基礎として計算するものとする。

（日本国際博覧会出展準備金の取崩しの対象となる出展費用等の額の範囲）

68の52-4 措置法第68条の52第2項の規定により日本国際博覧会出展準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた日本国際博覧会出展準備金を含む。以下同じ。）の取崩しの対象となる「出展費用等の額」とは、次の(1)に掲げるような出展費用等の額をいい、(2)に掲げるような費用の額はこれに該当しないことに留意する。

(1) 取崩しの対象となる出展費用等の額

- イ 出展参加契約に基づき敷地を賃借するための費用の額
- ロ 措置法第68条の52第1項（同法第57条の2第1項を含む。）に規定する費用の対象となった資産（以下「対象資産」という。）について償却をした場合のその償却費の額（対象資産を賃借した場合の賃借料の額を含む。）
- ハ 対象資産の撤去に伴い生じた除却損、撤去費用及び原状復旧費の額
- ニ 対象資産を地方公共団体に寄附した場合のその寄附金の額
- ホ 対象資産が災害等により滅失し、又は損壊したことにより生じた損失の額（保険金等により補てんされる部分の金額を除く。）

(2) 取崩しの対象とならない費用の額

- イ 出展に関し支出した広告宣伝費、旅費、会議費又は参加団体の共同事務局に係る運営費（博覧会の会場内で催される諸行事の運営費を含む。）
- ロ 展示館（その附属設備を含む。）、庭園、出展物、展示場所等の維持管理

改 正 後	改 正 前
<p>(廃止)</p>	<p><u>費（修繕費を含む。）</u></p> <p><u>（敷地等の利用料の取扱い）</u></p> <p><u>68の52-5 出展参加法人が出展参加契約に基づき協会から賃借する敷地又は集合館出展における展示館（以下68の52-5において「敷地等」という。）の使用料については、当該敷地等の引渡しがあった日以後に終了する各連結事業年度においてその引渡しのあった日以後閉会日までの期間の経過に応じて損金の額に算入する。ただし、当該連結法人が当該使用料の全部を当該敷地等を返還する日まで仮払金として経理し、当該返還の日を含む連結事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）において損金の額に算入することとしているときは、これを認める。</u></p>
<p>(廃止)</p>	<p><u>（解散の日を含む連結事業年度の意義）</u></p> <p><u>68の52-6 措置法第68条の52第5項の規定により同条第1項の規定の適用がない連結法人は、同項の規定を適用しようとする連結事業年度において合併以外の事由により解散した連結親法人及び合併以外の事由により連結事業年度終了の日に解散した連結子法人に限られることに留意する。したがって、連結子法人の解散（合併による解散を除く。）の日を含む連結事業年度においては、当該連結子法人以外の連結法人は、同項の規定の適用を受けることができる。</u></p>
<p>(廃止)</p>	<p><u>（金属鉱業等鉱害防止準備金の取扱いの準用）</u></p> <p><u>68の52-7 日本国際博覧会出展準備金の積立額に係る積立限度超過額については、68の44-2の取扱いに準じて取り扱うものとする。</u></p>

十九 第 68 条の 53 《使用済燃料再処理準備金》関係

改 正 後	改 正 前
第 68 条の 53 《使用済燃料再処理準備金》関係	第 68 条の 53 《使用済核燃料再処理準備金》関係
(金属鉱業等鉱害防止準備金の取扱いの準用)	(金属鉱業等鉱害防止準備金の取扱いの準用)
68 の 53-1 <u>使用済燃料再処理準備金</u> (連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた <u>使用済燃料再処理準備金</u> を含む。)の積立額に係る積立限度超過額については、68 の 44-2 の取扱いに準じて取り扱うものとする。	68 の 53-1 <u>使用済核燃料再処理準備金</u> (連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた <u>使用済核燃料再処理準備金</u> を含む。)の積立額に係る積立限度超過額については、68 の 44-2 の取扱いに準じて取り扱うものとする。

二十 第 68 条の 68 《土地の譲渡等がある場合の特別税率》関係

改 正 後	改 正 前
(圧縮記帳に係る引当金等がある土地等の帳簿価額)	(圧縮記帳に係る引当金等がある土地等の帳簿価額)
68 の 68(3)-1 ……………	68 の 68(3)-1 ……………
(注) ……………	(注) ……………
…………… <u>連結基本通達 4-1-1 の(2)又は基本通達 4-1-1 の(2)</u> ……………	…………… <u>連結基本通達 4-1-2 の(2)又は基本通達 4-1-2 の(2)</u> ……………
……………	……………
(建築面積等の意義)	(建築面積等の意義)
68 の 68(5)-15 措置法第 68 条の 68 第 4 項に係る措置法第 62 条の 3 第 4 項第 6 号、 <u>第 7 号及び第 9 号</u> …………… <u>同項第 8 号</u> …………… <u>措置法令第 38 条の 4 第 19 項第 2 号ロ</u> ……………	68 の 68(5)-15 措置法第 68 条の 68 第 4 項に係る措置法第 62 条の 3 第 4 項第 6 号及び第 8 号…………… <u>同項第 7 号</u> …………… <u>措置法令第 38 条の 4 第 18 項第 2 号ロ</u> ……………
(建築物を 2 以上の者が建築する場合の取扱い)	(建築物を 2 以上の者が建築する場合の取扱い)
68 の 68(5)-16 措置法第 68 条の 68 第 4 項に係る <u>措置法第 62 条の 3 第 4 項第 9 号</u> …………… <u>同項第 16 号</u> ……………	68 の 68(5)-16 措置法第 68 条の 68 第 4 項に係る <u>措置法第 62 条の 3 第 4 項第 8 号</u> …………… <u>同項第 15 号</u> ……………

改 正 後	改 正 前
<p>(1) <u>措置法第 62 条の 3 第 4 項第 9 号</u>……………<u>同項第 16 号</u>……………</p> <p>…</p> <p>(2) <u>措置法第 62 条の 3 第 4 項第 9 号</u>……………</p> <p>(3) <u>同項第 16 号イ</u>……………</p> <p>(一団の宅地の面積の判定)</p> <p>68 の 68(5)–17 措置法第 68 条の 68 第 4 項に係る<u>措置法第 62 条の 3 第 4 項第 11 号イ、第 13 号イ又は第 14 号イ</u>……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(宅地造成につき開発許可を受けた者が有する土地等を譲渡する場合の取扱い)</p> <p>68 の 68(5)–18 措置法第 68 条の 68 第 4 項に係る<u>措置法第 62 条の 3 第 4 項第 11 号、第 12 号及び第 13 号</u>……………<u>同項第 11 号ロ</u>……………</p> <p>(宅地の造成の意義)</p> <p>68 の 68(5)–19 措置法第 68 条の 68 第 4 項に係る<u>措置法第 62 条の 3 第 4 項第 11 号</u>……………</p> <p>(住宅建設の用に供される一団の宅地の造成の意義)</p> <p>68 の 68(5)–20 措置法第 68 条の 68 第 4 項に係る<u>措置法第 62 条の 3 第 4 項第 13 号又は第 14 号</u>……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>……………<u>同項第 13 号</u>……………</p>	<p>(1) <u>措置法第 62 条の 3 第 4 項第 8 号</u>……………<u>同項第 15 号</u>……………</p> <p>…</p> <p>(2) <u>措置法第 62 条の 3 第 4 項第 8 号</u>……………</p> <p>(3) <u>同項第 15 号イ</u>……………</p> <p>(一団の宅地の面積の判定)</p> <p>68 の 68(5)–17 措置法第 68 条の 68 第 4 項に係る<u>措置法第 62 条の 3 第 4 項第 10 号イ、第 12 号イ又は第 13 号イ</u>……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(宅地造成につき開発許可を受けた者が有する土地等を譲渡する場合の取扱い)</p> <p>68 の 68(5)–18 措置法第 68 条の 68 第 4 項に係る<u>措置法第 62 条の 3 第 4 項第 10 号、第 11 号及び第 12 号</u>……………<u>同項第 10 号ロ</u>……………</p> <p>(宅地の造成の意義)</p> <p>68 の 68(5)–19 措置法第 68 条の 68 第 4 項に係る<u>措置法第 62 条の 3 第 4 項第 10 号</u>……………</p> <p>(住宅建設の用に供される一団の宅地の造成の意義)</p> <p>68 の 68(5)–20 措置法第 68 条の 68 第 4 項に係る<u>措置法第 62 条の 3 第 4 項第 12 号又は第 13 号</u>……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>……………<u>同項第 12 号</u>……………</p>

(土地区画整理法に規定する組合員である個人又は法人の意義)

68の68(5)-21 措置法規則第22条の62第1項に係る措置法規則第21条の19第2項第11号又は第14号……………措置法第68条の68第4項に係る措置法第62条の3第4項第11号又は第14号……………

(土地区画整理事業等の施行地区内の土地等の譲渡)

68の68(5)-22 ……………  
(1) ……………  
(2) 同項第9号……………  
(3) 同項第11号、第13号又は第14号……………  
(4) 同項第15号……………

(住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設を行う者)

68の68(5)-23 措置法第68条の68第4項に係る措置法第62条の3第4項第15号又は第16号……………同項第15号本文かつこ書……………  
(注) 同項第9号……………

(中高層の耐火共同住宅の住居の用途に供する独立部分及び床面積の判定)

68の68(5)-24 措置法第68条の68第4項に係る措置法第62条の3第4項第15号ロ……………

(床面積の4分の3以上に相当する部分が専ら居住の用に供されるものであるかどうかの判定)

68の68(5)-25 措置法第68条の68第4項に係る措置法令第38条の4第28項第3号……………

(土地区画整理法に規定する組合員である個人又は法人の意義)

68の68(5)-21 措置法規則第22条の62第1項に係る措置法規則第21条の19第2項第10号又は第13号……………措置法第68条の68第4項に係る措置法第62条の3第4項第10号又は第13号……………

(土地区画整理事業等の施行地区内の土地等の譲渡)

68の68(5)-22 ……………  
(1) ……………  
(2) 同項第8号……………  
(3) 同項第10号、第12号又は第13号……………  
(4) 同項第14号……………

(住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設を行う者)

68の68(5)-23 措置法第68条の68第4項に係る措置法第62条の3第4項第14号又は第15号……………同項第14号本文かつこ書……………  
(注) 同項第8号……………

(中高層の耐火共同住宅の住居の用途に供する独立部分及び床面積の判定)

68の68(5)-24 措置法第68条の68第4項に係る措置法第62条の3第4項第14号ロ……………

(床面積の4分の3以上に相当する部分が専ら居住の用に供されるものであるかどうかの判定)

68の68(5)-25 措置法第68条の68第4項に係る措置法令第38条の4第26項第3号……………

改 正 後	改 正 前
<p>(優良住宅の認定を受けた併用住宅の敷地)</p> <p>68の68(5)-26 措置法第68条の68第4項に係る<u>措置法第62条の3第4項第15号</u>二……………</p>	<p>(優良住宅の認定を受けた併用住宅の敷地)</p> <p>68の68(5)-26 措置法第68条の68第4項に係る<u>措置法第62条の3第4項第14号</u>二……………</p>
<p>(土地等の一部が住宅以外の施設の敷地の用に供される場合の除外規定の適用)</p> <p>68の68(5)-27 措置法第68条の68第4項に係る<u>措置法第62条の3第4項第15号</u>……………</p>	<p>(土地等の一部が住宅以外の施設の敷地の用に供される場合の除外規定の適用)</p> <p>68の68(5)-27 措置法第68条の68第4項に係る<u>措置法第62条の3第4項第14号</u>……………</p>
<p>(換地処分後の土地等の譲渡)</p> <p>68の68(5)-28 ……………</p> <p>……………措置法第68条の68第4項に係る<u>措置法第62条の3第4項第16号</u>……………</p>	<p>(換地処分後の土地等の譲渡)</p> <p>68の68(5)-28 ……………</p> <p>……………措置法第68条の68第4項に係る<u>措置法第62条の3第4項第15号</u>……………</p>
<p>(一の住宅の意義等)</p> <p>68の68(5)-29 措置法第68条の68第4項に係る<u>措置法令第38条の4第30項</u>……………</p> <p>……………</p> <p>……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>……………措置法第68条の68第4項に係る<u>措置法第62条の3第4項第16号</u>……………</p> <p>……………</p>	<p>(一の住宅の意義等)</p> <p>68の68(5)-29 措置法第68条の68第4項に係る<u>措置法令第38条の4第28項</u>……………</p> <p>……………</p> <p>……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>……………措置法第68条の68第4項に係る<u>措置法第62条の3第4項第15号</u>……………</p> <p>……………</p>
<p>(併用住宅の場合)</p> <p>68の68(5)-30 ……………</p>	<p>(併用住宅の場合)</p> <p>68の68(5)-30 ……………</p>

……………措置法第 68 条の 68 第 4 項に係る措置法第 62 条の 3 第 4 項第 16 号……………

(注) ……………措置法第 68 条の 68 第 4 項に係る措置法令第 38 条の 4 第 30 項……………

(床面積の意義)

68 の 68(5)–31 措置法第 68 条の 68 第 4 項に係る措置法第 62 条の 3 第 4 項第 15 号口、措置法令第 38 条の 4 第 28 項第 3 号、同項第 4 号、同条第 30 項第 1 号及び措置法規則第 22 条の 62 第 1 項に係る措置法規則第 21 条の 19 第 2 項第 16 号……………

(確定優良住宅地等予定地のための譲渡が優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった場合の証明書類)

68 の 68(5)–34 ……………  
……………同条第 4 項第 11 号から第 16 号まで……………措置法第 62 条の 3 第 4 項第 11 号から第 16 号まで……………措置法規則第 21 条の 19 第 2 項第 11 号から第 16 号まで……………

(取得の日の引継ぎの特例の適用を受ける土地等の区分)

68 の 68(6)–6 ……………  
……………措置法令第 38 条の 4 第 36 項第 1 号……………

(土地等以外の資産がある場合の取得日)

68 の 68(6)–7 ……………  
……………措置法令第 38 条の 4 第 36 項第 1 号及び第 2 号……………

……………措置法第 68 条の 68 第 4 項に係る措置法第 62 条の 3 第 4 項第 15 号……………

(注) ……………措置法第 68 条の 68 第 4 項に係る措置法令第 38 条の 4 第 28 項……………

(床面積の意義)

68 の 68(5)–31 措置法第 68 条の 68 第 4 項に係る措置法第 62 条の 3 第 4 項第 14 号口、措置法令第 38 条の 4 第 26 項第 3 号、同項第 4 号、同条第 28 項第 1 号及び措置法規則第 22 条の 62 第 1 項に係る措置法規則第 21 条の 19 第 2 項第 15 号……………

(確定優良住宅地等予定地のための譲渡が優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった場合の証明書類)

68 の 68(5)–34 ……………  
……………同条第 4 項第 10 号から第 15 号まで……………措置法第 62 条の 3 第 4 項第 10 号から第 15 号まで……………措置法規則第 21 条の 19 第 2 項第 10 号から第 15 号まで……………

(取得の日の引継ぎの特例の適用を受ける土地等の区分)

68 の 68(6)–6 ……………  
……………措置法令第 38 条の 4 第 34 項第 1 号……………

(土地等以外の資産がある場合の取得日)

68 の 68(6)–7 ……………  
……………措置法令第 38 条の 4 第 34 項第 1 号及び第 2 号……………

改 正 後	改 正 前
<p>(取得日の異なる土地等がある場合の区分)</p> <p>68 の 68(6)–8 ……………</p> <p>……………<u>措置法令第 38 条の 4 第 36 項第 1 号及び第 2 号</u>……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>(開発許可等を受けることができると見込まれる日の認定)</p> <p>68 の 68(6)–10 措置法第 68 条の 68 第 5 項に係る<u>措置法令第 38 条の 4 第 32 項又は第 33 項</u>……………<u>同条第 31 項</u>……………</p> <p>(注) ……………<u>措置法第 68 条の 68 第 4 項に係る措置法第 62 条の 3 第 4 項第 11 号から第 16 号まで</u>……………</p> <p>(予定期間内において優良住宅地等のための譲渡に該当しないこととなった場合の取扱い)</p> <p>68 の 68(6)–11 ……………</p> <p>……………<u>措置法第 68 条の 68 第 4 項に係る措置法 62 条の 3 第 4 項第 11 号から第 16 号まで</u>……………</p>	<p>(取得日の異なる土地等がある場合の区分)</p> <p>68 の 68(6)–8 ……………</p> <p>……………<u>措置法令第 38 条の 4 第 34 項第 1 号及び第 2 号</u>……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>(開発許可等を受けることができると見込まれる日の認定)</p> <p>68 の 68(6)–10 措置法第 68 条の 68 第 5 項に係る<u>措置法令第 38 条の 4 第 30 項又は第 31 項</u>……………<u>同条第 29 項</u>……………</p> <p>(注) ……………<u>措置法第 68 条の 68 第 4 項に係る措置法第 62 条の 3 第 4 項第 10 号から第 15 号まで</u>……………</p> <p>(予定期間内において優良住宅地等のための譲渡に該当しないこととなった場合の取扱い)</p> <p>68 の 68(6)–11 ……………</p> <p>……………<u>措置法第 68 条の 68 第 4 項に係る措置法 62 条の 3 第 4 項第 10 号から第 15 号まで</u>……………</p>

二十一 第 68 条の 69 (短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(圧縮記帳に係る引当金等がある土地等の帳簿価額)</p> <p>68 の 69(3)–1 ……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>……………<u>連結基本通達 4-1-1 の(2)又は基本通達 4-1-1 の(2)</u>……………</p> <p>……………</p>	<p>(圧縮記帳に係る引当金等がある土地等の帳簿価額)</p> <p>68 の 69(3)–1 ……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>……………<u>連結基本通達 4-1-2 の(2)又は基本通達 4-1-2 の(2)</u>……………</p> <p>……………</p>

<p>(取得の日の引継ぎの特例の適用を受ける土地等の区分)</p> <p>68 の 69(6)–6 ……………</p> <p>……………<u>措置法令第 38 条の 4 第 36 項第 1 号</u>……………</p> <p>(土地等以外の資産がある場合の取得日)</p> <p>68 の 69(6)–7 ……………</p> <p>……………<u>措置法令第 38 条の 4 第 36 項第 1 号及び第 2 号</u>……………</p> <p>(取得日の異なる土地等がある場合の区分)</p> <p>68 の 69(6)–8 ……………</p> <p>……………<u>措置法令第 38 条の 4 第 36 項第 1 号及び第 2 号</u>……………</p> <p>(注) ……………</p>	<p>(取得の日の引継ぎの特例の適用を受ける土地等の区分)</p> <p>68 の 69(6)–6 ……………</p> <p>……………<u>措置法令第 38 条の 4 第 34 項第 1 号</u>……………</p> <p>(土地等以外の資産がある場合の取得日)</p> <p>68 の 69(6)–7 ……………</p> <p>……………<u>措置法令第 38 条の 4 第 34 項第 1 号及び第 2 号</u>……………</p> <p>(取得日の異なる土地等がある場合の区分)</p> <p>68 の 69(6)–8 ……………</p> <p>……………<u>措置法令第 38 条の 4 第 34 項第 1 号及び第 2 号</u>……………</p> <p>(注) ……………</p>
---	---

二十二 第 68 条の 70～第 68 条の 73 (収用等の場合の課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(土地等の使用に伴う損失の補償金等を対価補償金とみなす場合)</p> <p>68 の 70(2)–18 ……………</p> <p>……………<u>措置法令第 39 条第 17 項</u>……………</p> <p>(取壊し又は除去をしなければならない資産の損失に対する補償金)</p> <p>68 の 70(2)–20 ……………</p> <p>……………<u>措置法令第 39 条第 17 項第 2 号</u>……………</p> <p>(換地処分等に伴う損失補償金)</p> <p>68 の 70(2)–22 ……………</p>	<p>(土地等の使用に伴う損失の補償金等を対価補償金とみなす場合)</p> <p>68 の 70(2)–18 ……………</p> <p>……………<u>措置法令第 39 条第 16 項</u>……………</p> <p>(取壊し又は除去をしなければならない資産の損失に対する補償金)</p> <p>68 の 70(2)–20 ……………</p> <p>……………<u>措置法令第 39 条第 16 項第 2 号</u>……………</p> <p>(換地処分等に伴う損失補償金)</p> <p>68 の 70(2)–22 ……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p>……………措置法第 68 条の 70 第 2 項に係る<u>措置法令第 39 条第 17 項</u>…………… ……………</p> <p>(発生資材等の売却代金)</p> <p>68 の 70(2)-23 ……………</p> <p>……………措置法第 68 条の 70 第 2 項に係る<u>措置法令第 39 条第 17 項第 2 号</u>……………</p> <p>(権利変換により借家権を取得しない場合の補償金)</p> <p>68 の 70(2)-25 ……………</p> <p>(1) 都市再開発法第 79 条第 3 項又は<u>同法第 111 条</u>……………</p> <p>(2) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 212 条第 3 項又は<u>密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令第 44 条</u>……………</p> <p>(3) ……………措置法第 68 条の 70 第 1 項に係る<u>措置法令第 39 条第 7 項各号</u>……………</p> <p>(4) ……………</p> <p>……………措置法第 68 条の 70 第 1 項に係る<u>措置法令第 39 条第 10 項各号</u>……………</p> <p>(やむを得ない事情がある場合の長期特別勘定の流用)</p> <p>68 の 70(3)-11 ……………</p> <p>(注)1 ……………</p> <p>(1) <u>措置法令第 39 条第 19 項各号</u>……………</p> <p>(2) ……………</p>	<p>……………措置法第 68 条の 70 第 2 項に係る<u>措置法令第 39 条第 16 項</u>…………… ……………</p> <p>(発生資材等の売却代金)</p> <p>68 の 70(2)-23 ……………</p> <p>……………措置法第 68 条の 70 第 2 項に係る<u>措置法令第 39 条第 16 項第 2 号</u>……………</p> <p>(権利変換により借家権を取得しない場合の補償金)</p> <p>68 の 70(2)-25 ……………</p> <p>(1) 都市再開発法第 79 条第 3 項又は<u>同法第 118 条の 10</u>……………</p> <p>(2) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 212 条第 3 項又は<u>密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令第 43 条</u>……………</p> <p>(3) ……………措置法第 68 条の 70 第 1 項に係る<u>措置法令第 39 条第 6 項各号</u>……………</p> <p>(4) ……………</p> <p>……………措置法第 68 条の 70 第 1 項に係る<u>措置法令第 39 条第 9 項各号</u>……………</p> <p>(やむを得ない事情がある場合の長期特別勘定の流用)</p> <p>68 の 70(3)-11 ……………</p> <p>(注)1 ……………</p> <p>(1) <u>措置法令第 39 条第 18 項各号</u>……………</p> <p>(2) ……………</p>

2 .....

(収用証明書の区分一覧表)

68 の 70(4)-1 .....

規 定	資 産	場 合
措置法第 68 条 の 73	措置法第 64 条第 1 項各 号又は第 65 条第 1 項第 <u>1 号若しくは第 2 号</u> に 規定するもの	..... .....措置法第 65 条第 1 項第 4 号.....

2 .....

(収用証明書の区分一覧表)

68 の 70(4)-1 .....

規 定	資 産	場 合
措置法第 68 条 の 73	措置法第 64 条第 1 項各 号又は第 65 条第 1 項第 <u>1 号から第 3 号</u> までに 規定するもの	..... .....措置法第 65 条第 1 項第 5 号.....

二十三 第 68 条の 75 (特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(仮換地の指定が行われなくて換地処分が行われた場合の取扱い)</p> <p>68 の 75-7 .....</p> <p>.....措置法第 68 条の 75 第 1 項に係る<u>措置法令第 39 条の 5 第 7 項</u>.....</p> <p>.....</p> <p>(特定商業集積を構成する施設を設置する事業の範囲)</p> <p>68 の 75-16 措置法第 68 条の 75 第 1 項に係る<u>措置法第 65 条の 4 第 1 項第 12 号</u> <u>ロ</u>.....</p> <p>(1) .....</p> <p>.....<u>措置法第 65 条の 4 第 1 項第 12 号ロ</u>.....</p> <p>(2) .....</p>	<p>(仮換地の指定が行われなくて換地処分が行われた場合の取扱い)</p> <p>68 の 75-7 .....</p> <p>.....措置法第 68 条の 75 第 1 項に係る<u>措置法令第 39 条の 5 第 8 項</u>.....</p> <p>.....</p> <p>(特定商業集積を構成する施設を設置する事業の範囲)</p> <p>68 の 75-16 措置法第 68 条の 75 第 1 項に係る<u>措置法第 65 条の 4 第 1 項第 11 号</u> <u>ロ</u>.....</p> <p>(1) .....</p> <p>.....<u>措置法第 65 条の 4 第 1 項第 11 号ロ</u>.....</p> <p>(2) .....</p>